

令和5年度 障害福祉サービス事業所等 の運営上の留意事項について

令和5年度 障害者入所・通所事業所等に係る説明会(集団指導)

群馬県健康福祉部 障害政策課

目次

- 1 令和3年度報酬改定に伴う義務化について
- 2 届出関係の留意事項について
- 3 サービス管理責任者のみなし配置について
- 4 新型コロナウイルス感染症報告について
- 5 共生型居宅(介護予防)サービスの指定申請について

1 令和3年度報酬改定に伴う義務化について

R6.4.1から義務化

1. 感染症対策の強化に係る取組みの義務化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等

2. 業務継続に係る取組みの義務化

計画の策定、研修の実施、訓練の実施等

(参考) 令和4年4月1日～義務化

- ・障害者虐待防止の取組みの義務化
委員会の開催、研修の実施等
- ・身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化
委員会の開催、指針の整備、研修の実施等

1. 感染症対策の強化に係る取組みの義務化【全サービス】

感染症の発生及びまん延防止等に関する取組みの徹底を求める観点から、事業者の取組みとして、次の①～③が義務づけられました。3年間の経過措置の後、令和6年4月1日から義務化されます。

①感染症委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を指します。（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）
- 感染症対策委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業者に対し、周知徹底をはかることが義務化されます。

②指針の整備の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務化されます。
- 指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

③定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施と、研修の実施と、研修の内容についての記録が必要となります。
- 指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

2. 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、事業者の取り組みとして、次の①～③が義務づけられました。3年間の経過措置の後、令和6年4月1日から義務化されます。

①業務継続計画の策定の義務化

※当該項目については、「障害福祉サービス事業者における業務継続計画（BCP）について」で詳細をご説明します。

②定期的な研修・訓練の実施の義務化

○従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的な実施（年1回以上（※））が義務化されます。

○研修の実施内容についても記録してください。

○訓練（シミュレーション）は、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施する支援の演習等を実施してください。

※障害者支援施設及び障害児入所施設は、「年2回以上」実施してください。

③業務継続計画の定期的な見直し

○業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。

2 届出関係の留意事項について

○加算の届出について

届出が必要な加算については、**加算の適用を希望する前月の15日までに**、関係書類を提出してください。

各種様式は群馬県ホームページに記載してあります。

それぞれの加算の固有様式の他に、下記様式は必ず提出してください。

- ①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ②(別紙1) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ③(別紙2) 勤務体制及び勤務形態一覧表

○事故報告について (参考:健福第607-4号(平成25年9月13日発))

骨折以上の事故等が発生した場合は、原則として発生直後に電話又はファックス等で概要を報告してください。

事故発生後30日以内に、事故報告書を作成し、県へ報告してください。

○変更届出について

事業所の名称、管理者、運営規定等に変更があった場合は、変更の日から10日以内に届け出てください。定員を変更する場合は、事前に障害政策課あて連絡をしてください。

3 サービス管理責任者のみなし配置について

平成31年度からサービス管理責任者等の研修に係る制度が改正されました。制度移行に際し、平成31年4月1日～令和4年3月31日までにサービス管理責任者等基礎研修を修了した者（実務経験を満たしている場合）に限り、基礎研修修了後3年間は、サービス管理責任者等実践研修修了者としてみなし、従事が可能とされています。

※みなし配置可能期間が過ぎている方を配置している場合、減算の対象となる場合がありますのでご注意ください。

例：サービス管理責任者A 令和元年9月11日にサービス管理責任者等基礎研修修了
（研修修了時に配置に必要な実務経験を既に満たしている）

みなし配置可能な期間…令和元年9月12日～令和4年9月11日

※例の場合、令和4年9月12日から、サービス管理責任者としてみなし配置が不可となります。

※みなしが失効するのは、3年後の年度末ではなく、基礎研修修了から3年が経過した日です。

3 サービス管理責任者のみなし配置について

□注意□

令和3年度に基礎研修を受講し、みなし配置をしている方

→群馬県では、基礎研修の後に実践研修を実施しています。そのため、みなしの有効期間は3年後の実践研修の実施前に失効します。 **必ず、令和5年度の実践研修を受講してください。**

みなし期間に実践研修を受講できなかった方

→再度基礎研修を受講いただく必要はありません。直近の実践研修を受講してください。

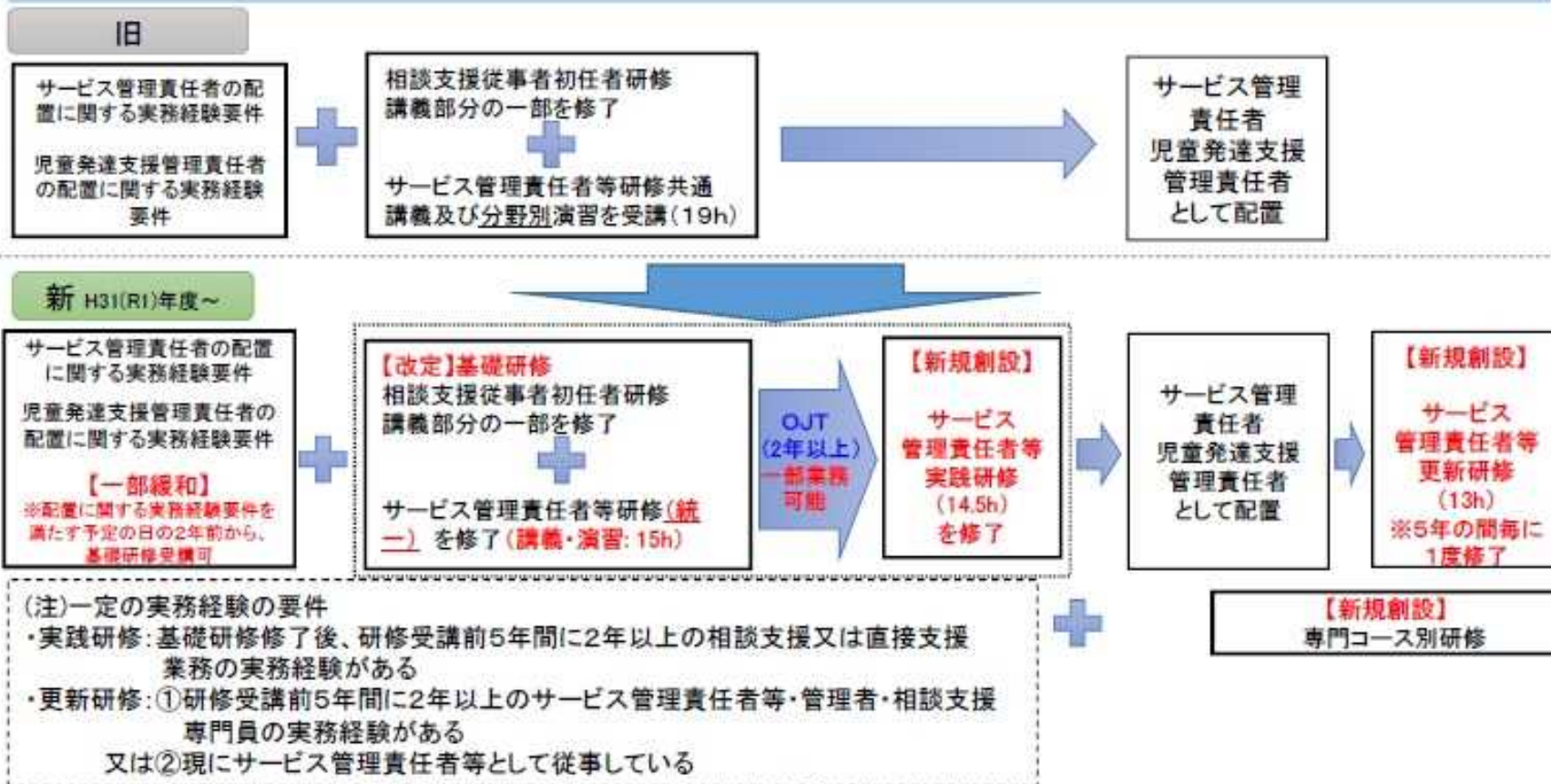
令和4年度以降に基礎研修を修了した方

→みなしの対象となりません。基礎研修修了後2年以上の実務経験を経てから実践研修を受講してください。

※令和5年6月1日現在の情報です。

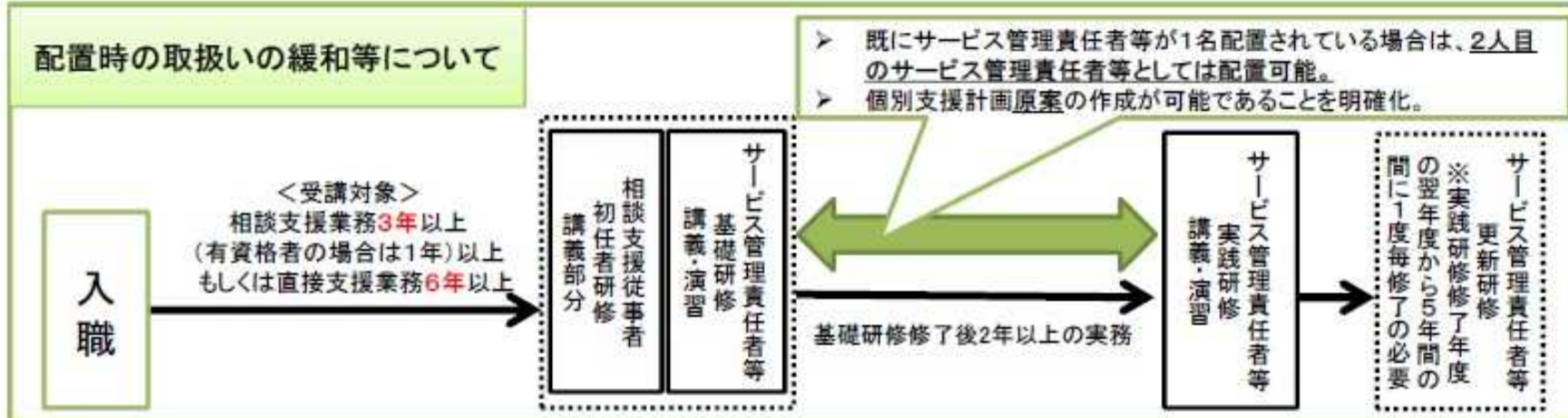
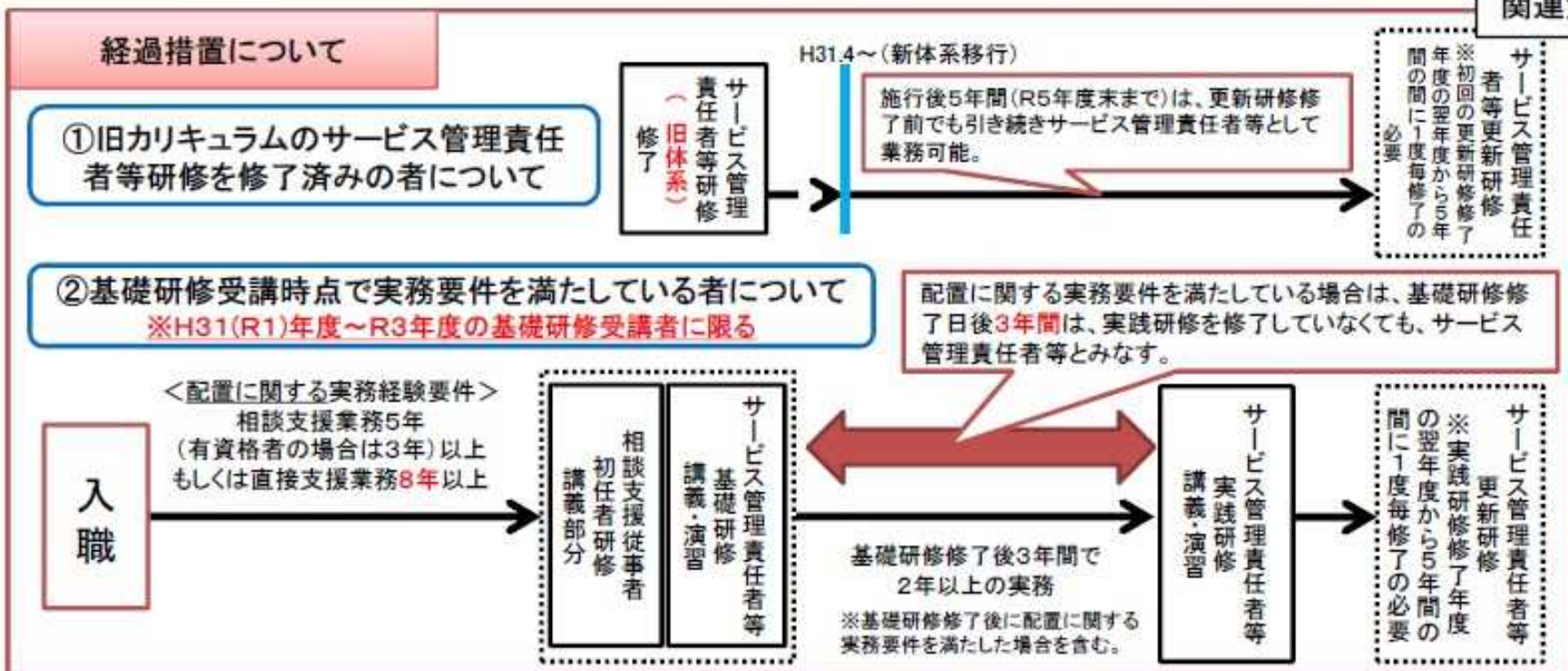
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、**実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

関連資料4



4 新型コロナウイルス感染症報告について

令和5年5月10日付け障第981-9号通知抜粋

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う報告の見直しについて（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日（月）に2類相当（新型インフルエンザ等感染症）から5類感染症へと移行となり、群馬県においても「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」等の廃止となりました。

しかしながら、新たな感染者の報告は続いているため、当課としては、5月8日以降も当面の間、引き続き、感染状況を速やかに把握し、感染拡大防止に向けての支援を継続していくこととしましたので、御協力をお願いします。

《従前》令和4年6月～令和5年5月

県所管の入所・通所・訪問の**全ての障害福祉サービス施設等**にて、入所（利用）者又は職員に陽性者が発生した場合、保健所及び県障害政策課に報告（陽性者1人でも報告）

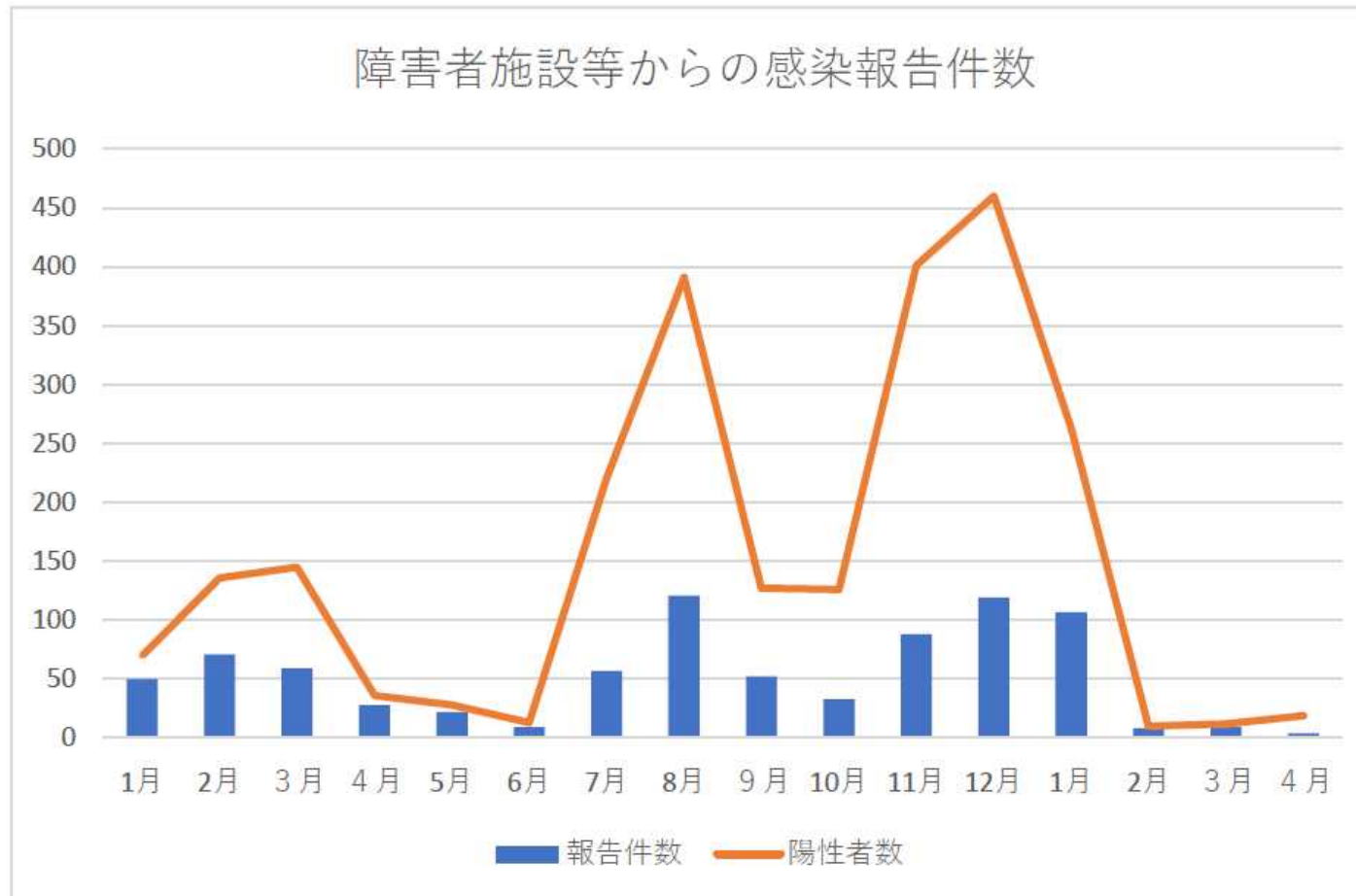
《見直し後》令和5年5月～当面の間

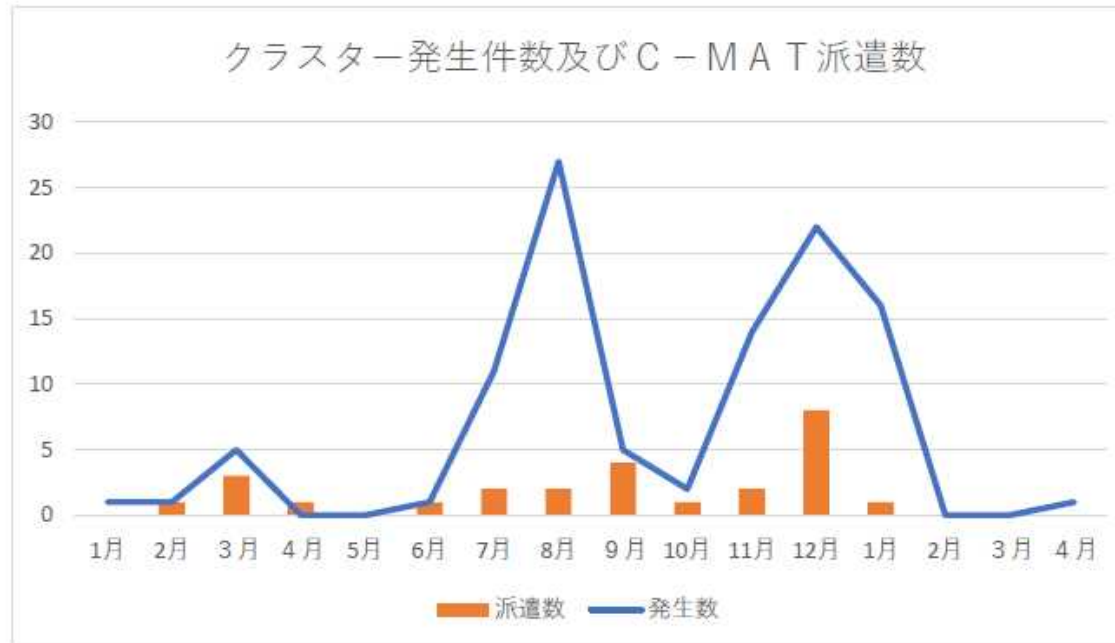
・県所管の**障害児者入所施設・共同生活援助**の入所者又は職員に陽性者が発生した場合に県障害政策課へ連絡（陽性者1人でも連絡）

※土日祝日は、緊急用のメールアドレスを活用 shougai-kinkyu@pref.gunma.lg.jp

参考：第6波～第8波（R4年1月～R5年4月）の感染状況

R5.4.30





(注1) クラスター発生件数について、報道提供されていない5人以上の感染報告を含む。

(注2) C-MATの派遣は、R5.3～保健所・衛生環境研究所による助言・指導に変更

(参考) 群馬県クラスター発生状況

発生場所別件数

※県HPから抜粋

	2020年	2021年	2022年 1月～6月	2022年 7月～9月	2022年 10月～12月	2023年 1月～	合計
福祉施設	9	29	116	173	355	190	884
学校等	0	13	47	0	0	0	60
保育施設	0	8	48	5	0	0	61
医療機関	5	10	36	59	94	64	274

※ 「感染者数」には県外で発生した事例も含まれます。

配信中の新型コロナウイルス感染症対策動画について

①タイトル：「福祉施設等における感染症対策」

内容：基本的な感染防止対策。ケア場面における感染対策の注意点。感染が疑われる入居者の早期発見など（約17分）

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=oAh701zs5Xk>



②タイトル：「新型コロナウイルス感染症医療施設クラスター予防」

内容：医療施設でのクラスターを予防するための具体的な方法について、前橋赤十字病院の林先生がわかりやすく解説しています。（約12分）

URL：<https://youtu.be/G0hCr-EMT0c>



③タイトル：「高齢者施設等における施設長向け感染対策動画」

内容：高齢者施設でのクラスター対策チーム活動を通してお話ししたいこと。施設でのコロナ陽性者発生を経験して（約65分）

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=xB8mqgVWjk>



④タイトル：「障害者施設等における感染対策動画」

内容：障害者施設等でのクラスター体験談
障害者支援施設等における感染症対策について（約65分）

URL：<https://youtu.be/9xg6wF7lbQ4>



5 共生型居宅（介護予防）サービスの指定申請について

(1) 趣旨

平成30年度介護保険制度改正により、『共生型サービス』が創設されました。
共生型サービスとは、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みのひとつであり、障害福祉サービス等事業所が同一の事業所において介護保険サービスの指定を受ける場合の特例（指定基準等の緩和）を定めたものです。これにより、障害福祉と介護保険の両方のサービスを受ける利用者や障害福祉サービス等から介護保険サービスに移行する利用者が同一事業所でサービスの提供を受けやすくなり、利用者の負担が軽減するとともに、人材や施設など限られた資源の有効活用が推進されることが期待されます。

(注)「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

共生型サービスの種別

県・中核市指定

- 共生型訪問介護
- 共生型通所介護（定員19人以上）
- 共生型（介護予防）短期入所生活介護

市町村指定

共生型地域密着型通所介護（定員18人以下）

(注) 介護保険サービス事業者が障害福祉サービスの指定を受ける場合の共生型サービスもあります。
その場合は、[共生型サービスの指定について：障害政策課のページ](#)をご覧ください。

共生型サービスの種別一覧

種別	介護保険サービス	障害福祉サービス等	備考
ホームヘルプサービス	訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> •居宅介護 •重度訪問介護 	介護保険、障害福祉ともに共生型サービスがある。
デイサービス	通所介護 (地域密着型含む)	<ul style="list-style-type: none"> •生活介護 •自立訓練（機能訓練） •自立訓練（生活訓練） •児童発達支援 (重度心身障害児に係るものを除く。) •放課後等デイサービス (重度心身障害児に係るものを除く。) 	介護保険、障害福祉ともに共生型サービスがある。
ショートステイ	短期入所生活介護 (介護予防含む)	短期入所	介護保険、障害福祉ともに共生型サービスがある。
多機能型サービス	小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	<ul style="list-style-type: none"> •【通い】生活介護 •自立訓練（機能訓練） •自立訓練（生活訓練） •児童発達支援 (重度心身障害児に係るものを除く。) •放課後等デイサービス（重度心身障害児に係るものを除く。) 【泊まり】 •短期入所 	介護保険サービス事業者が障害福祉サービス等の指定を受ける場合のみ共生型サービスがある。
	看護小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> •【通い】生活介護 •自立訓練（機能訓練） •自立訓練（生活訓練） •児童発達支援 (重度心身障害児に係るものを除く。) •放課後等デイサービス (重度心身障害児に係るものを除く。) 【泊まり】 •短期入所 	介護保険サービス事業者が障害福祉サービス等の指定を受ける場合のみ共生型サービスがある。

共生型サービスの指定申請等手続き

指定日

原則として各月1日

申請期限

原則として指定希望日の45日前まで

提出部数

2部（正・副）

申請窓口

各指定権者（県、中核市（前橋市、高崎市）または市町村（地域密着型サービスの場合）の介護保険担当課）

申請書類

- [共生型訪問介護](#)
- [共生型通所介護](#)
- [共生型（介護予防）短期入所生活介護](#)

（注）通常の指定申請と同じ。このほか、障害福祉サービス等の種別ごとに定められている付表を添付のこと。

留意事項

申請書類を作成する前に、上記申請窓口、または県、中核市の障害福祉担当課に事前相談をお願いします。

共生型サービスの基準

共生型サービスの基準一覧

指定を受けている障害福祉サービス等	指定を受けようとする共生型サービス	基準の概要
<ul style="list-style-type: none"> •居宅介護 •重度訪問介護 	共生型 訪問介護	<p>【人員】 指定居宅介護又は重度訪問介護の事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者数が、当該サービスの利用者数を当該サービスと共生型訪問介護の利用者の合計数とした場合における指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>【その他】 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> •生活介護 •自立訓練 （機能訓練） •自立訓 （生活訓練） •児童発達支援 （重度心身障害児に係るものを除く。） •放課後 デイサービス （重度心身障害児に係るものを除く。） 	共生型 通所介護	<p>【人員】 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者数が、当該サービスの利用者数を当該サービスと共生型通所介護の利用者の合計数とした場合における指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>【その他】 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
短期入所	共生型 短期入所 生活介護 （介護予防含む）	<p>【設備】 指定短期入所事業所の居室面積を指定短期入所と共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者の合計数で除した面積（利用者1人当たりの居室面積）が9.9平方メートル以上であること。</p> <p>【人員】 指定短期入所事業所の従業者数が、当該サービスの利用者数を当該サービスと共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者の合計数とした場合における指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>【その他】 共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>

お問い合わせ先 [健康福祉部介護高齢課](#)居宅サービス係
〒371-8570前橋市大手町1-1-1
Tel : 027-226-2574

共生型サービスの概要

(参考)厚生労働省資料

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

①

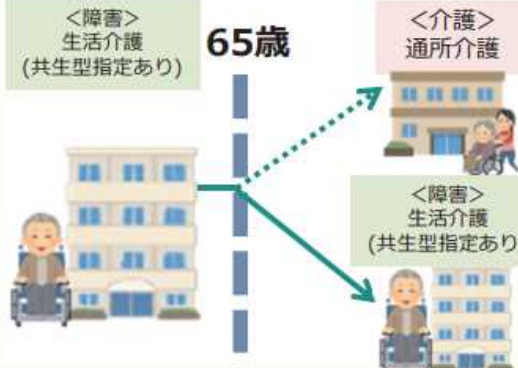
共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引続き通所可。



②

【地域の実践例】
「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意をしつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの実施により期待されること

(参考)厚生労働省資料

- 共生型サービスを実施することにより、具体的には以下のような地域課題の解決が可能。
※ 1事業所で介護保険サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受けることによっても同様の課題解決が可能。

① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。

② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

解決可能と想定される地域課題

似たようなサービスがあるのだけれど・・・

近所に要介護高齢者がいる。近くに介護保険のデイサービス事業所がないので、遠くの事業所まで通っている。障害者向けのデイサービス事業所は近くにあるのだが・・・

続けて同じ事業所に通いたいのに・・・

長年、障害福祉事業所を利用していた障害者が65歳になった。本人は続けて同じ事業所を使いたいと言うが、介護保険事業所に移らなければならないのか・・・

人材が足りない・・・

介護保険サービス、障害福祉サービスともに地域に需要があるが、それぞれ事業所を整備していくと人材が不足する。解消するいい方法はないものか・・・

役所のどこに相談すればよいのか・・・

介護保険サービスだけでは解決できなさそうな悩み、障害福祉サービスだけでは解決できなさそうな悩みは役所のどこに相談すればよいのだろうか。介護と障害、それぞれの担当窓口はあるけれど、両方にまたがる相談は受けてもらえるのか・・・

親子で一緒に過ごしたい

障害福祉事業所の利用者の母親が要介護となった。ケアマネジャーからは、デイサービスに通って機能訓練をした方がよいと言われているが、本人は子どもと同じ事業所に通いたいと言っている。どうにかできないものか・・・

地域活動を活性化させたい・・・

介護事業所や障害事業所が中心となって地域活動を行っているところもあると聞く。多様な利用者を受け入れている事業所なら、より親しまれやすいのではないだろうか・・・

共生型サービスの
実施により解決可能

